

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩崎 友一

- 1 日時
平成 26 年 8 月 5 日（火曜日）
午前 10 時 1 分開会、午後 0 時 4 分散会
（うち休憩 午前10時15分～午前10時20分、午前10時26分～午前10時35分）
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
岩崎友一委員長、軽石義則副委員長、柳村岩見委員、嵯峨耆朗委員、佐々木博委員、
小田島峰雄委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
清川担当書記、中平担当書記、藤本併任書記、及川併任書記、小野併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
小田島総務部長、佐藤総務部副部長兼総務室長、五月女財政課総括課長、
小向税務課総括課長、會川防災危機管理監、佐々木防災消防課長
 - (2) 政策地域部
齋藤政策地域部長、菊池副部長兼地域振興室長、泉市町村課総括課長
 - (3) 復興局
中村復興局長、小野寺技監兼副局長、大友副局長、佐野参事兼生活再建課総括課長、
石川復興推進課総括課長、遠藤まちづくり再生課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 請願陳情の審査
 - ア 受理番号第 114 号 被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願
 - イ 受理番号第 115 号 被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願
 - ウ 受理番号第 116 号 被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願

(2) 継続調査

若手警察官の育成について

9 議事の内容

○**岩崎友一委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**齋藤政策地域部長** 貴重なお時間を頂戴し、ありがとうございます。このたびJ R山田線復旧にかかります沿岸市町村首長会議の開催に関しまして、委員の皆様に対しまして御説明申し上げる前に、一部の新聞等に報道がありましたことを深くおわび申し上げます。

また、当該報道におきましては、実際の県及び関係市町村との動きとは相違がある記事の内容となっている部分もありまして、そのため関係市町村には無用の誤解を生じさせてしまいました。来る8月7日の会議開催を前にして、詳細につきましては現在最終的な調整となっているところでございますが、当該会議ではJ R山田線の今後の運営形態について新たに何かを決定したり、結論を出したりするものではなく、沿岸の関係市町村にこれまでのJ R東日本との協議状況を報告しまして、沿岸市町村全体で今後の対応の方向性を共有することを目的として開催するものでございます。今般沿岸市町村全体で今後の対応、方向を共有することにより、J R山田線の早期復旧に向けて、J R東日本との協議を進めていきたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様のお指導と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

○**岩崎友一委員長** 以上をもって執行部からの報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、請願陳情の審査の後、若手警察官の育成について、盛岡東警察署に出向いて調査を行います。

なお、本日の日程であります。請願陳情受理番号第114号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願から受理番号第116号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願までについては、当総務委員会のほか商工文教委員会にそれぞれ所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて商工文教委員会とも協議が必要になる可能性があることから、商工文教委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

なお、商工文教委員会に付託された項目は、さきの定例会におきまして採択となっているものであります。

それでは、受理番号第114号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願から受理番号第116号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願までを一括議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、総務部が所管する項目は、1、2、5、7及び9であり、政策地域部が所管する項目は6及び8であり、復興局が所管する項目は3及び4でありますので、御了承願います。

審査に先立ち、委員の皆様にご報告いたします。さきの当委員会におきまして、これらの請願につきましては請願者から願意を聴取することとされたところでありますが、去る7月29日、当職において筆頭請願者、日本労働組合総連合会岩手県連合会会長、豊巻浩也氏に願意を確認したところ、震災復興に向けての安定的な財源を確保していただきたいとの趣旨であり、それに係る個別の項目についてはそれぞれの採決で構わないという説明がなされたところであります。

また、項目5につきましては、資本金1億円以下の法人も対象とするなど、現行の外形標準課税の基準の見直しを図り、税収の増加を図っていくという趣旨であるとの説明がなされたところでありますので、御報告いたします。その後、当局から説明することはありませんか。

○五月女財政課総括課長 受理番号第114号の総務部関係について御説明いたします。

便宜お手元にお配りしております資料をごらんください。さきの当委員会で御説明させていただいた後、7月16日に全国知事会が国への提言を行っておりまして、その内容を反映しております。具体的には、各ページの該当部分に下線を引いてございますが、内容につきましては前回御説明させていただいたこれまでのものと同趣旨の内容となっております、大きな変更はございません。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○泉市町村課総括課長 受理番号第115号の請願でございます。項目6及び8につきましてはの説明でございますが、7月3日の総務委員会で御説明申し上げました内容から変化はございませんので、今回は特に説明はございません。

○大友復興局副局長 受理番号第116号、項目3及び4の請願についての説明ですが、7月3日の総務委員会で御説明申し上げました内容から特段の変化がありませんので、特に今回はございません。

○岩崎友一委員長 これらの請願に対し、質疑、意見等はございますか。

○嵯峨耆朗委員 それぞれ項目別に採決した場合に、意見書をどこの省庁に出すとかというのはどうなっているのですか。

○岩崎友一委員長 関係省庁です。

○嵯峨耆朗委員 要は、どこに出してもらうかということです。採決していくというふうにした場合には、恐らく項目ごとに採択となった場合に、それぞれ項目別に意見書を出したほうがいいのかとか、法人実効税率はどこなのかとか、意見書の提出先が項目ごとに違ってくるのではないかと。その場合には、その意見書をこの項目の採択された数の分だけ意見書をつくって出すのか。そういうことを請願者は要望して、請願を出しているのか。それは確認されたのでしょうか。

○岩崎友一委員長 基本的な請願の要旨が書いてあるとおりでありまして、そのほか個別の項目が総務委員会にかかっているもので9項目ございます。意見書に対しては要旨は要旨で、その個別の項目で、もし採択、不採択と分かれてしまった場合には、採択になったもののみ記載して提出するという形になるかと思えます。

○嵯峨耆朗委員 ということは、私はよくわからないのだけれども、国に出す場合には、請願者はどこに出してもらいたいのでしょうか。それぞれ多分、違ってくるのかなと思うのです。

○岩崎友一委員長 関係する省庁には全て出すということです。

○嵯峨耆朗委員 意見書として一本化して、同じものを各省庁に簡潔に出すという理解でいいですか。

○岩崎友一委員長 そういうことでよろしいかと思えます。例えば、1項目だけがその省庁に関係するということになります。

その他、質疑、意見がないようであれば、請願の取り扱いを決めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 では、1件ずつお諮りします。

まず、受理番号第114号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願、項目にしますと1、2、5、7及び9となりますが、これの取り扱いはいかがいたしますか。

○嵯峨耆朗委員 それは、所管項目ごとに採決するのですか。請願者の話は、項目ごとに採決してくださいというのでしょうか。

○岩崎友一委員長 請願者からは、一応項目ごとという話があるのですが、委員の方々の意見がそれでよければ、そのような形で一つずつ採択をしていきたいと思えます。

○柳村岩見委員 請願者から部分採択で結構でございますと言われたから、一つ一つ採決するのではなく、議会側の意思であって、そう決まればそうする。しなければそうしない。ただ向こうが言っただけの話というふうに理解をして、整理されるのだと思えます。一括で総務委員会に付託された部分を、一連がこことここだから、これどうですかという話の諮り方をすることに決めれば、そのようなやり方でやるという理解でよろしいですよ。

○岩崎友一委員長 はい。そういうことですので、その諮り方も含めまして御意見等ございましたらお願いをします。

○嵯峨耆朗委員 柳村委員が言ったのはそのとおりのですけども、請願者は実際採決の場合には、1、この地方財政改革についてどうか、そして2についてどうかという1個1個採決をということですね。要望はそういうことなのですか。

○岩崎友一委員長 そうです。請願者の要望は、そういうことであります。

○柳村岩見委員 請願者はそういうふうに言ったかもしれませんが、そんなこと請願者の発言としては不適切だと思います。こっちの判断でやることであって、部分的にしてくれ

とか、前から私が言っているサンドイッチ論というのは——サラダだけ食うよと、それはうそだって。我々はパンも食べるのだよということです。だから、それは請願者が言っただけの話ではないですか。

○岩崎友一委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 再開します。

受理番号第 114 号の取り扱いにつきまして、いかがいたしますか。

○嵯峨老朗委員 項目 5 の法人実効税率の見直しのところで、また、のところ。法人事業税については、安定的な税収確保、これは先ほどの説明ですけれども、1 億円以下の中小零細企業にまで赤字、黒字関係なく課税するという意味合いと理解しました。そういった点においては、ちょっと、特に岩手県というところ、被災地という観点から見ても、ツケ回しはしてほしくないです。これについては反対です。

○佐々木博委員 この項目 5 については、国内の法人の実効税率が高いということで、国際的に競争力を保つためにも下げなければいけないというのが現政権の趣旨です。

ただ、問題は、しからば法人税を払っている企業はどれだけあるかということになるわけですが、半分もないわけです。日本の場合、企業会計と税務会計というのは全く別で、今景気がよくても何年か前に損失を出していれば税を払わなくても、10 年間ぐらい繰り延べできる。いずれ問題は法人税を払っている企業は多分 3 分の 1 もないはずなのですけれども、そのことによって実効税率を下げることによって、恐らく中小企業については外形標準課税を導入されると全然メリットが多分ないだろうと思うのです。

一方、やっぱり日本経済のシステムというのは、優秀な中小企業がいっぱいあって、初めて大企業が成り立っている。これはもう韓国とは全然違う日本の産業構造でありますので、ですからそういった観点からしますと、私は外形標準課税を強化するというこの項目 5 については賛成しかねる。それ以外については、趣旨に賛成、そういう立場です。

○岩崎友一委員長 ほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 それでは、項目 5 の法人実効税率見直しの項目でございますが、意見も出されたところでございますので、項目 1、2、7 及び 9 に関してはまとめて採択をとりまして、分けて 5 番について採決をとりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 それでは、項目 1、2、7 及び 9 の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、項目 1、2、7 及び 9 は採択と決定いたしました。

次に、項目5について取り扱いを決めたいと思いますが、この項目5に関しましては反対の意見もございましたので、起立採決をとりたいと思います。

では、この項目5につきまして採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 起立少数であります。よって、項目5は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第115号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。項目6と8になります。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第116号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。項目3と4です。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 再開します。

商工文教委員会においては、意見書の取り扱いについて総務委員会と共同で提案すると決定したとのことであります。

先ほど一部採択と決定いたしましたこれらの請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、商工文教委員会と共同で次の定例会に委員会発議することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

なお、文案中、項目5は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

〔意見書案配付〕

○岩崎友一委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案について御意見等はいかがでしょうか。

○**嵯峨老朗委員** 微妙にこの請願者が出してきた項目の内容と少しずつ違っているような気がします、それでいいのですか。例えばですが、ささいなことですけれども、例えば第2項目のところ、増大する地域の財政需要、云々かんぬんとあります。請願には地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ることとあるけれども、意見書には地方交付税等の一般財源総額の拡大を図ること、というふうに、微妙に違うなと思っているのですけれども、それでいいのかということです。

〔小田島峰雄委員「もう一回発言願います」と呼ぶ〕

○**嵯峨老朗委員** 大したことはないと思いますが、例えば請願書には環境対策などの財政需要を的確に把握しというふうにあります。そして、最後のところに例えば地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ることというふうに出ていますけれども、意見書には地方交付税等の一般財源総額の拡大を図ることというふうに、微妙ですけれども、それぞれ文章が違ってきていますけれども、それはそれでいいでしょうかということです。

○**岩崎友一委員長** 今の御意見は検討はさせていただきたいと思います。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** それでは、お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認め、意見書は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

この際、執行部から岩手県国民保護計画の変更について発言を求められておりますので、これを許します。

○**小向総合防災室長** 岩手県国民保護計画の変更につきまして、お手元にお配りしております資料により説明させていただきます。

まず、1の趣旨であります、岩手県国民保護計画は平成18年1月に策定し、平成21年3月に一部変更しているところでございますが、このたび計画を作成する際の基準となるべき事項を定める国の国民の保護に関する基本指針が改正されたことなどから、岩手県国民保護計画を変更することとし、作業を進めておりますので、この場をおかりいたしまして変更計画案の内容及び今後の手続の流れを御説明申し上げるものでございます。

変更案の内容説明の前に、現計画の概要につきまして、資料2枚目、A3判の参考資料により簡単に説明させていただきます。上段、1の基本的な考え方ですが、計画の目的は国民保護措置を的確かつ迅速に実施することであり、(2)に記載のとおり、国民保護法に基づく国の指針やモデルを反映し、類似する部分については岩手県地域防災計画を準用しているところでございます。

次に、2の計画の内容でございますが、第1編の総則では推進の考え方など、第2編の平時における備えでは24時間体制や平時の準備など、第3編の武力攻撃事態等への対処で

は、事態の対処についての一連の対応など、第4編の復旧等では応急復旧や権利の救済などを規定しているものでございます。

資料A 4判のほうの1ページにお戻りいただきたいと存じます。2の計画変更の内容案について説明いたします。大きく分けて二つ、(1)、国民の保護に関する基本指針の改正に伴うものと(2)のその他の変更となっております。

まず、(1)の国の基本指針の改正に伴う変更について説明いたします。丸をつけてございますが、五つございます。一つ目は、警報等の情報伝達手段に関する内容に緊急情報ネットワークシステム及び全国瞬時警報システムを加えるものでございます。二つ目は、県の区域を越える避難の場合に、避難先の都道府県知事等に事務の委任を行うことを規定するものでございます。三つ目は、大規模集客施設等における避難対策に関して必要な対策をとることを規定するものでございます。四つ目は、救済の実施内容に関し、国民保護上の当該事務が厚生労働省から内閣府に移管されたことに伴うものでございます。五つ目は、武力攻撃原子力災害への対処に関して、防災基本計画が変更され、原子力災害対策指針が策定されたことなどに伴う変更でございます。繰り返しになりますが、以上、五つはいずれも県計画が基準とすべき国の指針の改定によるものでございます。

次に、(2)のその他の変更についてでございますが、これは県の地域防災計画の修正、県の組織改編、関係機関等の名称変更、用語の整理などを内容とするものでございます。

資料の裏面、2ページをごらんください。3の手の流れについてでございますが、国民保護法の規定により、県の国民保護計画を変更するときは、あらかじめ県の国民保護協議会に諮問するとともに、内閣総理大臣に協議しなければならないとか、県の国民保護計画を変更したときは議会に報告しなければならないと定められております。

今後のスケジュールであります。国から示されたスケジュールに基づき、現在、県計画の変更案に係る国との事務レベル協議を行っているところであり、この協議が完了次第、岩手県国民保護協議会を開催、協議し、正式変更案を作成した後、9月末までに国への事前協議を行うこととしております。この事前協議が完了した後、変更案の国への正式協議を行いまして、9月下旬に閣議決定される予定となっており、閣議決定がなされ次第、県議会へ報告する予定としております。これらの流れを表で順にお示ししております。

以上で説明を終わります。

○岩崎友一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○久保孝喜委員 ただいま説明いただいた岩手県国民保護計画の変更についてお尋ねをいたします。

地域防災計画との兼ね合いもあるわけですが、前委員会で国が閣議決定をした集団的自衛権の行使容認という方向性にかかわって、まだ自衛隊法を含めたさまざまな法律改正が——報道では明年春以降と、こういうことのようなのですが、そうした変更に伴って、当然また国民保護計画の変更が生ずる可能性は大いにあるのだらうと思います。そういう基本的な点についての論点は後日に譲るとして、今回は説明のあった武力攻撃原子力災害の

問題で1点だけ確認をさせていただきたいと思います。地域防災計画と違って国民保護計画の場合は、地方議会の議決を必要としていないという点で、そもそもの問題点は非常に多いのですが、わけても原子力災害、これは福島で我々は大変大きな影響を受けたわけです。そういうことを考えると、この保護計画の実効性を担保するためには、少なくとも東北周辺の原子力施設との間でさまざまな情報や意思疎通というのが絶対に必要になると、こういうことになろうと思います。そこは、地域防災計画とのエリアでいうと、国民保護計画のほうがはるかにエリアとしては広い概念で捉えていかないと、実は計画の実効性は担保できない。つまり被害のあるなしにかかわらず、避難民の受け入れだとか、そうした問題を含めてこの本計画は定めてあるわけですので、そういう点で原子力施設、あるいはその事業者との事前協定の問題をこの計画変更ができるまでの間に全てやれるのかどうか、あるいはやろうとしているのかどうか、この点を明確に御答弁いただきたい。

○小向総合防災室長 協定につきましては、青森県六ヶ所村の原燃施設につきましては、文書で協定といいますか、取り決めを決めておるところでございますし、また宮城県の女川原発とのかかわりにつきましては、これは協定ということではありませんけれども、文書を差し上げて回答をもらっているというような形で協定して進めているというようなところがございます。

○久保孝喜委員 福島の例を持ち出すまでもなく、一旦こうした原子力災害が起きると、30キロメートルや50キロメートルの範囲にとどまらないわけです。少なくとも福島の場合は100キロメートルを超えて被害が拡大したという事例があるわけですし、それよりもなおかつこの武力攻撃によって起きるであろう原子力災害ということを考えると、今言ったような相手だけで済む話ではない。少なくとも青森県、宮城県、福島県、この範囲ぐらゐのそれぞれの事業者と事前の協定は結ぶべきだというふうに、この国民保護計画そのものの趣旨からしてもそういうことになるのではないかと思うのですが、その認識はどうなのでしょう。

○小向総合防災室長 原子力災害対策指針の中で、いわゆる重点区域というものが定められているわけございまして、三つに大きく分けて、5キロメートル以内のいわゆる予防の準備区域、そして30キロメートル以内の緊急準備区域、さらにそれより遠いという形で、いわゆるブルームという被弾みたいなものが通過する可能性があるというような地域でというような形になっていますが、このブルームの地域につきましては、まだ明確な形で基準が出ているものではございません。その辺の情報を入手しながら地域防災計画、あるいはこういった国民保護の計画等についても考えてまいりたいと、そのように考えております。

○久保孝喜委員 今の答弁でも私は極めて不十分だというふうに思うのです。今お話あったのは、つまり被害の程度の問題、被害の範囲の問題を言っているにすぎなくて、国民保護計画というのは日本のどこで起きるかわからない、そうした事態のときに、お互いに国民を保護しましょうという避難民の受け入れだとか、そういうことも想定して計画つくら

れているわけでしょう。そうすると、例えば離れてはいて、実際に被害はないけれども、そこで被災された方々を避難民として受け入れるという体制をとろうとしたときに、ここに書かれているようにスクリーニングをどうするのですかと。スクリーニングする際には、その情報があるのですかというようなことを含めて、事前に詳細な情報共有というのをしなければ、そもそもの国民保護計画の前提が狂ってしまう、私はそういうふうに思っているわけです。きょうは、詳細にわたって議論できる時間はないようですので、ぜひそういう点を勘案して変更については議論を深めていただきたい、そのことを申し上げたいと思います。

○岩崎友一委員長 答弁はよろしいですね。ほかにございませんか。

○工藤大輔委員 関連してお伺いをします。

概要のところではそれぞれ変更点等を掲げているわけですが、例えば右側のところの記述のその他の措置ということで、県は、というふうなことが書かれております。こういう事態が発生した際にこういった措置を講じるということなのですが、例えば生活関連物資等の価格の安定など、実際県がどこまでできるのかというものの中には入っております。それが今後の計画、閣議決定、また市町村との関連だとかさまざまなことが進んでいく中で、どのような考え、またはどのようなやり方でこれらについて対応をしていくのかお聞きいたします。

○小向総合防災室長 この第3編は、武力攻撃事態等への対処という大きい編になっている中で、今御質問いただきましたその他の措置、いろいろな生活関連物資の価格安定等、その他ございますけれども、これらにつきましても、いわゆる国からの指示に基づいて、基本的にはこの国民保護法というものは成り立っているものでございます。こういった価格安定等の措置につきましても、そういった国からの指示を踏まえて県のほうで対応していくということが基本になるかと存じます。

○工藤大輔委員 国からの指示ということなのですが、その指示を踏まえてどのような対応が実際とれるか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。また、そういった範囲で対応可能なものなのかどうか重ねてお伺いします。

○小向総合防災室長 この国民保護計画の中では、知事がそういった指示を受けた際には、国民生活関連物資の価格等の高騰、あるいは供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、関係法令に基づき国からの委任を受けたさまざまな事項を実施するというふうな形で規定しているところでございます。

○工藤大輔委員 もう少しわかりやすく、こういったものについてはこのような対応ができるのだと、県とすればできるのだということ、事例を少し挙げながら説明してください。

○小向総合防災室長 例えばこういう法律でいいますと、生活関連物資の買い占めであるとか売り惜しみ、そういったものに対する緊急措置等に関する法律というものがございます。これらにつきましても国から委任を受け、県が国からそういった物資が指定された場合には、そういった事業者に対して、その物資に対して必要な調査であるとか、そうした売

り渡しの指示であるとか、そういったことをするといったような例がございます。

○**工藤大輔委員** 要は、実際には協力を求めるという程度のものでしょうか。それとも、指示としてこういうことが可能なかどうか。いずれ言いたいのは、先ほど久保委員からも実効性という部分で質問がありましたが、いざ緊急的に発生してしまったときの実効性は非常に大事だと思います。ですので、県としてやるべきこと、本来国として、国の機関としてやるべきこと等をやっぱり精査していきながら、より実効性の高い、そしてまた有事の際にそれぞれの職員が十分その職に当たらなければならないことを優先的に取り組まないと、あれもこれも抱えてしまう中で対応しなければならないということになると、私はどれもなかなか十分な対応がとり得ないまま、課題をそのまま引きずっていく、また大きくなっていくということが懸念をされると思うので指摘をしたところでありました。その辺も精査をしていきながら、県の役割であったり、本来国あるいは国の機関等、また外郭機関等の役割ということを精査し、国のほうに申し入れするべきだというふうに思いますので、それらも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○**岩崎友一委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、若手警察官の育成について、現地に出向いて調査を行います。なお、本調査は現地調査でありますので、議事堂に戻った時点で散会とさせていただきますので、御了承願ひします。

また、9月2日に予定しております閉会中の委員会についてであります。さきの委員会において決定いたしましたとおり、IGRいわて銀河鉄道の経営状況等について、お手元に配付の日程により現地調査を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。当日は、委員会室で開会后、バスで現地に向かいますので、あらかじめ御了承願ひします。

それでは、徒歩で移動いたしますので、玄関まで御移動願ひします。